

2 立体横断橋及び地下横断歩道

■基本的な考え方■

高齢者、身体障害者等歩行者のだれもが円滑に利用できる構造とする。

整備基準

2 立体横断橋及び地下横断歩道(以下この項において「立体横断施設」という。)

立体横断施設を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 幅員は、内のりを1.5メートル以上とすること。
- (3) 階段は、次に定める構造とすること。
 - ア けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
 - イ 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
 - ウ けこみの寸法は、2センチメートル以下とすること。
 - エ 踏面、けあげ及び段鼻をそれぞれ識別しやすい構造とすること。
 - オ 回り段を設けないこと。
 - カ 段は、つまずきにくい構造とすること。
 - キ 両側に連続した二段の手すりを設けること。
- (4) 階段の上端及び下端に近接する部分及び踊場の部分には、点状ブロックを敷設すること。
- (5) 必要に応じて、線状ブロックを敷設すること。
- (6) 歩道等の路面から立体横断施設の底部までの高さが2メートル以下である部分には、視覚障害者の衝突を防止するために必要な高さのさくを設けること。
- (7) 地下横断歩道は、十分な明るさを確保すること。
- (8) 必要に応じて、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。
 - ア 幅は、内のりを1.5メートル(段を併設する場合にあっては、1.2メートル)以上とすること。
 - イ こう配は、15分の1を超えないこと。
 - ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
 - エ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
 - オ 両側に連続した二段の手すりを設けること。
 - カ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する立体横断施設の色と明度の差の大きい色の使用その他の方法により傾斜路を識別しやすい構造とすること。
 - ク 壁面に接していない縁は、高さ5センチメートル以上の立ち上がりの設置その他の方法により身体障害者等が転落することを防止する構造とすること。
 - ケ 傾斜路の上端及び下端に近接する部分及び踊場の部分には、点状ブロックを敷設すること。
- (9) 必要に応じて、次に定める構造のエレベーターを設けること。
 - ア カゴの床面積は、2.09平方メートル以上とすること。
 - イ カゴの奥行きは、内のりを1.35メートル以上とすること。
 - ウ カゴの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
 - エ カゴ内には、カゴが停止する予定の場所を表示する装置及びカゴの現在位置を表示する装置を設けること。
 - オ カゴ内には、カゴが到着する場所並びにカゴ及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - カ カゴの出入口が複数あるエレベーターである場合は、カゴが停止する階ごとの開閉する出入口を見やすい方法で表示するとともに、開閉するカゴの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
 - キ カゴ内には、非常事態を知らせる自動放送装置を設けること。
 - ク カゴ内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、カゴの出入口が複数あるエレベーターであって、カゴの停止する階が2のみである場合(車いす使用者が車いすで後退しながら、カゴを降りる必要がない場合に限る。)においては、この限りでない。
 - ケ カゴの出入口に近接するカゴ内の部分には、カゴの床材と異なる材質の床材を敷設すること。
 - コ カゴの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

- サ カゴ内の左右両面の側板には、車いす使用者が利用しやすい位置にインターホンを設けること。
- シ カゴ内の左右両面及び正面の側板には、手すりを設けること。ただし、カゴの出入口が複数あるエレベーターであって、当該側板に出口を設ける場合においては、この限りでない。
- ス カゴ及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90センチメートル以上とすること。
- セ カゴ内の左右両面の側板及び乗降口バーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- ソ カゴ内及び乗降口バーに設ける制御装置(セに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- タ 乗降口バーの幅及び奥行きは、それぞれ内のりを1.8メートル以上とすること。
- (10) 必要に応じて、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
 - ア 幅は、内のりを1メートル程度とすること。
 - イ エスカレーターの乗降口の両側に設ける移動式の手すりの水平部分の長さは、1.2メートル以上とすること。
 - ウ 乗降口の床面に色により縁取りをすることその他乗降口の床面とくし板とを識別しやすい構造とすること。
 - エ 乗降口のステップの水平部分は、3枚以上とし、定常段差に達するまでのステップの水平部分は5枚以上とすること。

整備基準の解説

○立体横断施設の整備にあたっては、整備基準のほか「立体横断施設技術基準・同解説」(社)日本道路協会に基づき整備する。

配慮事項

項目	解説
手すり	○手すりの端部及び要所には、視覚障害者が現在位置を判断できるように点字で表示をする。
エレベーター等の設置	○高齢者、身体障害者等の利用が多く見込まれる箇所では、可能な限りエレベーター、エスカレーター等を設置する。

立体横断施設の設置例

